

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成30年12月11日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700338 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800046 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 21 年 1 月 29 日から同年 2 月 1 日まで

私は、A 社に平成 21 年 1 月 31 日まで在籍していたが、厚生年金保険被保険者記録によると、同年同月 29 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことになる。

しかし、平成 21 年 1 月 29 日から同年同月 31 日までは公休日であり、当該期間において A 社に在籍していたことは間違いないので、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

B 市役所が保管する請求者の A 社に係る給与支払報告書によると、退職年月日は平成 21 年 1 月 28 日と記載されており、雇用保険被保険者記録においても同社に係る離職日は、平成 21 年 1 月 28 日と記録されている。

また、日本年金機構が保管する請求者の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成 21 年 1 月 29 日と記載されており、当該資格喪失年月日は、オンライン記録と一致している。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。